

大友吉統書状について — 戦国時代の記録と記憶 —

櫻井成昭

はじめに

佐田文書は、豊前国宇佐郡佐田庄（現大分県宇佐市安心院町佐田）を拠点とした土豪佐田氏に関わる古文書群である。

本文書は、中世文書と近世・近代文書から成る。中世文書の多くは、既に『熊本県史料 中世篇②』（一九六二年刊、以下『熊本県史料』と略する）に収載・公刊されている。一方、形態で見ると、全一六卷（第一四卷は、上下二巻に仕立てられており、延べ一七巻）の卷子に仕立てられたものとそうでないものに分けられ、中世文書の大部分は卷子に仕立てられている。『熊本県史料』には、一七世紀前半の「天草陣」に関わるものを含めて三四二点の文書が収載され、それらは巻一〜一三にあたる。ちなみに、残りの巻一四〜一六は、「相馬経」や系図、近世の書状などである。

平成二五年度・二六年度一般共同研究「史料編纂所所蔵の豊前宇佐郡関係史料の調査・研究」（研究代表者・櫻井成昭）では、こうした佐田文書のデータ化と関連資料の調査を実施した。そして、佐田文書には、絵画や白描図像1も含まれていることがわかり、内容からすると古文書を中心とした歴史資料群といえることができる。その意味で、「佐田文書」の呼称も検討の余地があるが、以下では従来の呼称である「佐田文書」

を使用していきたい。また、佐田文書全体の分析などは今後の課題としたい。

さて、中世文書のうち『熊本県史料』未収載の文書の一つに八月晦日付の野上下総入道と朽網式部少輔に宛てられた「大友吉統書状」2がある。佐田文書には、同内容のものが二通伝わるが、このように佐田氏宛ではない書状が複数伝わることは、佐田家にとっていかなる理由があったのか、あるいは戦国時代の古文書が後の時代にどのように受容されたのかを知る上で重要なことと考える。

戦国時代の古文書に限らず、ある個人や集団にとって何がしかの権利や利益をもたらす過去の文書を後に書写する、あるいは創出することは珍しいことではない。特に、後に創出された文書は「偽文書」と呼ばれるが、近年そうした文書が生み出された背景などを検討することが重視されている。3

こうした史料論とともに、金子拓氏らの研究4に示される「記憶と記録」に関わる議論がある。個人あるいは集団の記憶が、記録され、一つの歴史として語られていくことの意味、あるいは集団の記憶の形成に、家の成立が関わることなどが明らかにされてきている。

ここでは、右記のような研究をふまえ、「大友吉統書状」を取り上げ、戦国時代の記録と記憶が、後の時代にどのように継承されたのかを素描

するものである。

1 野上氏と「大友吉統書状」

さて、書状の全文は、後に翻刻を掲げた。本書状に関しては、福川一徳氏の研究⁽⁵⁾があり、野上文書の伝来過程などについては芥川龍男氏や井上聡・高島晶彦氏の研究などがある。ここでは主に両氏の研究をふまえ、本書状の伝来状況について整理していきたい。

前述したように、「大友吉統書状」は同内容のものが二通ある。一通には、以下のような端裏書と貼紙がある。

【史料1】⁽⁷⁾

◎端裏書「大友吉統

野上某蔵

朝鮮在陣中書簡

◎端裏貼紙「此真筆一通 嘉永六年十月故アリテ貰受ル」

【史料1】によれば、本書状は朝鮮出兵時のものであり、野上氏のもとにあったこと、嘉永六年（一八五三）に佐田家が貰い受けたことがわかる。また、本書状には写真1のように多くの貼紙がある。こうした貼紙は、佐田文書中の複数の文書で確認できる。端裏貼紙が語るように、本書状が嘉永六年に佐田家へもたらされたことすれば、これらは嘉永六年以後に、書状を読み解く作業として貼付されたといえよう。

一方で、いま一通の「大友吉統書状」には、写真2のように端裏書や貼紙はない。【史料1】の貼紙に見える記述や書体・紙質などから、精巧に作成された写とみられるが、その成立時期は明確になしえない。仮に、これが嘉永六年の書状貰い受けに際して作成されたとしても、佐田家にとって「大友吉統書状」は写を作成すべき古文書であったことが知られる。

ところで、本書状は前で紹介したように、端裏書に「野上某蔵」とあ

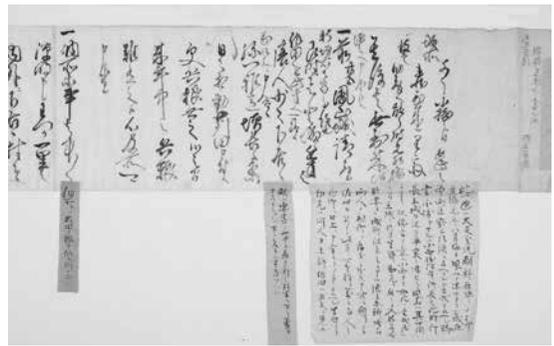


写真1

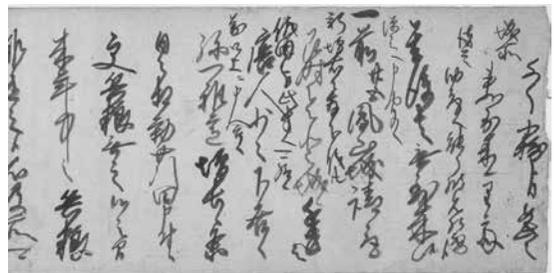


写真2

り、宛所の一人に野上下総入道の名前がある点もふまえれば、元来は野上氏のもとに伝わった書状である。野上氏は豊後国玖珠郡を拠点とした土豪であり、大友氏に仕えていたことが他史料からわかる。⁽⁹⁾

佐田文書には、「大友吉統書状」の他に野上氏に関わる文書がある。「野上氏古文書抜粹」⁽¹⁰⁾と記された包紙にまとめられたもので、系図と「野上沢助先祖附書抜」そして古文書の写の三点の文書が納められていた。まず系図は、二種の系図が写されており、一つは野上沢助家に伝わっていたものである。その後には次のような文章がある。⁽¹¹⁾

【史料2】

右野上沢助カ家ニ宝曆八年ノ頃マテ伝来セシ古文書ノ内、清原姓惣系図ト称スル巻物ニ出ル所ノ平井系図ヲ書抜申候也

(11) 大友吉統書状について（櫻井）

別本平井氏所蔵ノ系図左ノ如シ

そして、「平井系図」が抜粋引用されている。

ここでいう野上沢助については、系図とともに書写された「野上沢助先祖附書抜」から履歴を垣間見ることが出来る。この史料は宝暦五年（一七五五）と宝暦八年に沢助が提出したものを書き抜いており、それらを抄出すると次の通りである。

- ①豊後国玖珠郡の出身で、清原姓である。かつては大友氏に仕えた。
 - ②そうした由緒は、系図や大友家からの感状など別紙目録に拠る。
 - ③祖父の野上清大夫は浪人の身であったという。
 - ④父の次郎右衛門は貞享三年（一六八六）から御買物所手伝として二人扶持で召し抱えられた。その後、享保一七年（一七三二）に亡くなった。
 - ⑤沢助は享保五年（一七二〇）に召し抱えられ、宝暦五年まで勤めている。
 - ⑥宝暦八年正月、沢助は改めて由緒を提出することになった場合は、右で触れた由緒に偽りがないことを記している。
- 沢助の没年は明確になしえないが、沢助の死後は家名が断絶したようである。宝暦八年の記載に続いて、左のような文章があり、「野上沢助先祖附書抜」の記述は終了している。

【史料3】

右沢助跡家名断絶伝来候、系図・絵像・感状・証状之類目録を添、箱入ニメ当時高屋ノ養子実方ノ叔母ニアタリ候女野上ニ嫁し居候処、家名断絶ニ付郷里ニ帰り候節、右之古文書携へ帰候由、然ルを高屋ノ養子高屋家ニ持参いたし置候様子ニ
天保十二年夏長瀬助十郎、右古文書借受見せ申候也

つまり、沢助没後、野上家は家名断絶し、古文書類は高屋氏のもとにあり、天保一二年（一八四一）段階では、借覧が可能な状況にあったことがわかる。ただし、「大友吉統書状」が野上沢助家に伝わっていたか

は直接に知ることができない。

そして、野上氏に関わる古文書の写であるが、ここには野上氏に関わる九点の古文書が写されている。このうち七点は、豊後国日田郡を拠点とした財津氏の末裔に伝わる、「財津・野上文書」に含まれるものである。⁽¹²⁾ この文書には、左のような端裏書がある。

【史料4】

天保十二丑七月長瀬助十郎持参也、少々書抜候也
宝暦中野上沢助ナルモノアリ、当時家名断絶也、其後室某氏古文書ヲ蔵、高屋某ノ一族也

【史料4】は、【史料3】を簡略にまとめたものであり、長瀬助十郎が持参した折、少々書き抜いたことから、ここに書写されたものは野上氏に関わる古文書の一部であったことがわかる。すると、現在財津氏の末裔に伝わる「野上文書」は、全体像は明確でないものの、一八世紀後半まで野上沢助のもとにあったとみられる。⁽¹³⁾ 沢助までの伝来過程を、現段階では明確になしえないが、そこには写もあったのであろう。

野上氏と「大友吉統書状」に関しては、もう一点留意すべき史料がある。豊後国大分郡乙津（現大分県大分市）出身の後藤碩田（一八〇五～一八八二）⁽¹⁴⁾ が諸資料をまとめた『碩田叢史』（大分県立先哲史料館所蔵）中の「野上文書」である。⁽¹⁵⁾ ここには、全部で四〇点の野上文書が書写されているが、その奥書は次のとおりである。

【史料5】

此一冊者肥後小山川蔭より借而書畢
天保十四年十月 後藤碩田

天保一四年（一八四三）、後藤碩田は野上文書を肥後の者から借用して、書写したことがわかる。ちなみに、奥書には【史料4】でいう「高屋氏」や「長瀬助十郎」の名前もなく、碩田が書写した古文書が、野上沢助家

伝来のものであるかを直接知ることはできない。ただし、ここに書写された古文書は、基本的に前で触れた古文書の写と共通する所をふまえると、野上沢助家伝来のもので推測できる。そして、碩田が書写した段階では「大友吉統書状」も収載されていることから、「大友吉統書状」は野上沢助家に伝来していたとみられる。なお、【史料4】の奥書の前には「織田信長書状写」が書写されているが、書写された文書に続いて、次のような記載が書き留められている。

【史料5】

右野上左平太筑前より牢人仕身躰持申度由二而借り申候二付、如此控置候也

元和六年三月廿一日

野上宗據

ここから、元和六年（一六二〇）に野上左平太が牢人の身であり、仕官のために文書が貸借されていたことが確認できる。動乱の世を経て、新たな体制のもので、仕官の道を探していた者にとって、由緒を語る上で「戦国の記録」は重要な記録だったのである。

このようにみると、財津氏のもとに「野上文書」が集積された経緯は、芥川氏が指摘されたように¹⁶、財津氏と野上氏が姻戚関係にあったことは一つの契機かもしれないが、全体像は不明ながら、一九世紀前半まで高屋氏のもとに蔵されていた点などからみると、なお検討すべき課題である。

以上の点をもとに、改めて佐田家に伝わる二通の「大友吉統書状」に目を向けた時、前で写とした「大友吉統書状」は、貼紙付のものに先行して書写されたとみられる。そして、「故アリテ」とあるとおり、何がしかの理由によって、嘉永六年に佐田家へ「大友吉統書状」が移ったのである。いかなる理由から、佐田家が野上下総入道宛の「戦国時代の記録」を集積したのだろうか。そこで、次節で書状の内容を改めて整理し、

この課題について検討してみたい。

2 「大友吉統書状」と佐田家

この書状は、福川氏が紹介されているように、全部で一三の項から成り、「尚々書」がある。本文中に年号は記されていないが、貼紙にもあるように、内容等からして天正二〇年（文禄元年・一五九二）の書状であることが知られる。

本書状では、天正二〇年八月段階で大友吉統（もとは「義統」と記したが、以下では「吉統」に統一する。）は朝鮮半島北部の鳳山城に在したこと、しかし兵糧や人員が不足していること、「伏草」とよばれる待ち伏せ攻撃によって負傷者が出ていることなどが記されている。

吉統は天正二〇年四月に釜山浦に上陸したのち、朝鮮半島を転戦し、八月二五日に鳳山城に入城していた。しかし、一連の戦いの中で、吉統は戦地での抵抗が根強いことを認識していた。前でも触れたように、兵糧の調達が困難であることや待ち伏せ攻撃による被害などを問題視していることは、この戦いの課題を端的に示している。吉統はさらに「帝王」とらへ候ても無其詮かと存見之候」と。この戦いは、「帝王」との戦いではなく朝鮮半島の人々との戦いであることを認識していたとみられる。その一方で、器物の買物を「肝要」としているところは、当時の出兵した武将たちの戦勝気分を示している。

ただ、あえてここで留意すべきことは、兵糧や人員の不足を指摘し、戦況を冷静に分析する吉統の姿である。こうした吉統の姿勢は、戦いに決して積極的でなかったという評価とともに冷静な現状分析をなしたという評価もできよう。戦いに関する最終的な決定は「戦場から遠く離れた秀吉のもとにあった」¹⁷ことをふまえるならば、吉統は状況を冷静に見つめていたがゆえに、文禄二年一月の戦いで戦況が芳しくない中で、

鳳山城を放棄するという判断をしたのかもしれない。

確かに、文禄二年四月に休戦し、「明・朝鮮の降伏を勝ち取った」といえ、当初の目的であった「証明」にいたらなかった⁽¹⁸⁾中で、冷静な状況分析と対応は「臆病」という評価と等式で結ばれ、大友吉統は敗戦の責を負わされることになったといえる。

朝鮮出兵などで、大友吉統という人物像については、「臆病」という評価で語られることが少なくないが、ここでは前述したような吉統像を提示した。それは、秀吉による「九州仕置」と朝鮮出兵という状況の中で、吉統は豊後除国という結果を生み出した存在として、より否定的に語られてきたのではないかと考えたからである。換言すれば、大友吉統像ひいては父親の大友宗麟像は、語られた「戦国の記憶」であり、いわば等身大での人物像あるいはその事跡の多面的な評価は今後の大きな課題といえる。

さて、こうした書状に、佐田の名前が冒頭と末尾近くに登場するが、そこには詳細な貼紙がなされている。末尾近くの貼紙（後掲の貼紙一覧でいえば、貼紙24にあたる）には、戦国時代の佐田氏の動向が記されており、長文であるが、ここに引用しておきたい。

【史料6】

佐田トハ佐田因幡守鎮綱、其子次郎統景ヲサシテ云ヘルナルヘシ、是ヨリ佐田ハ代々大友氏ニ事ヘテ豊前ノ佐田ニ住セリ、去ル天正十五年太閤西征ノ時豊前国ハ大友氏ノ領国ナルヲ改メテ黒田氏ニ分チ賜ハリシニ因テ佐田父子ハ一旦佐田ノ地ヲ去テ浪人タリシヲ大友氏アハレミテ黒田氏ニ謀テ同年ノ十一月ニ至リ佐田父子ニ其旧領八十余町ヲ復セシメラル、依之此書面ノ如ク大友氏ニ從テ朝鮮ニ渡海セシコト思イヤルヘシ、然トモ其明年大友氏故アリテ豊後国退去アリシニ因テ佐田父子又、浪人トナリタルヲ慶長五年御当家豊前御入国アリテ始テ召出サ

レタリシハ所謂佐田次郎統景ニテ其時分ハ佐田五郎左衛門ト称セシ也一方で、一六世紀末の佐田氏については、慶応三年（一八六七）付の「先祖附控」⁽¹⁹⁾にも記載がある。長文であるが語られた「戦国時代末の豊前国」の歴史であり、引用しておきたい。

【史料7】

先祖附

私先祖佐田五郎左衛門儀、豊前佐田庄之地頭職宇都宮因幡權守公景十代佐田因幡守鎮綱嫡男ニ而御座候、公景以來代々佐田庄ニ罷在、大内氏・大友氏之指麾ニ応シ軍功を以數ヶ所之領地被宛行、將軍家御内書・御教書并大内氏・大友氏之証書・感状等追々給之讓状相添、今以伝来仕候、天正十五年秀吉公薩摩陣之節五郎左衛門儀既ニ御目見をも仕候得共本領安堵之御沙汰無御座、結句伝来之領地者黒田家之御拝領ニ相成候間、爾来浪々仕候処、三斎様豊前御入国之上被召出、元和元年九月於同国築城郡別府村・越路村之内御知行三百石被下置候、同年加賀山次左衛門と申者を田中兵庫・松山権兵衛、右五郎左衛門ニ被仰付、於権兵衛宅打果申（御成敗被仰付候節、兵庫座敷内ニ而密ニ可仕旨、堅被仰付、於兵庫宅○則座敷内ニ呼ニ入手□ニ仕兵庫も次左衛門を取すくめ、五郎左衛門江突き申候）由承伝申候、同七年御郡奉行被仰付、寛永五年四月病死仕候（下略）

※見せ消しの部分は、文字横に「、」を付け、訂正したものを（）でくくって標記した。また、挿入文は挿入箇所を○で示し、文字を小さくして示した。

【史料6】

では、天正一五年（一五八七）の黒田氏入部によって、佐田五郎左衛門は牢人の身となったが、大友氏によって禄を得たこと⁽²⁰⁾、大友氏除国後に再び牢人となり、慶長五年（一六〇〇）の細川氏入部によつ

て現在のような禄を得る存在になったことが語られている。

一方【史料7】では、細川氏との主従関係を確認する「先祖附」の記述からゆえか、大友氏のことは記されていない。細川氏の存在が強調されており、大友氏のこととは語られない歴史なのだろう。

そうした中で、「大友吉統書状」を書写あるいは貰い受けたことの積極的な理由はどこにあるのだろうか。

たとえば、野上家の再興・仕官のために、その由緒を知るためという点が挙げられるが、近世の佐田家においては野上氏に関わる古文書はいわば断片的に所在しており、右で述べた野上家の再興は、論理的可能性として指摘しておきたい。

ここでは、大友氏との由緒を確認する、あるいは明示することを挙げておきたい。「大友吉統書状」をみると、佐田氏が吉統のもとへ早く来ることを望む記述があり、この書状では、朝鮮半島出兵時に佐田氏は大友氏にとって重要な存在であったとされている。一七世紀以後細川氏の家臣となった佐田家にとって、中世から続く家の由緒に関して、この書状は大友氏からも重要視された存在であったことを示すものとなる。いわば、武士としての自らの由緒をより高いものにするため、佐田家は朝鮮半島出兵時の功績を語る「戦国の記録」として、「大友吉統書状」に注目したと推測する。その契機は、現段階では明確になしえないが、「戦国時代の記憶と記録」として佐田家において、少なくとも一九世紀前半頃には大友氏とのつながりを捉え直すことが行われたとみられる。これが二通の「大友吉統書状」が伝わる契機となったのではなからうか。

3 大友氏除国と地域の動向―むすびにかえて―

「大友吉統書状」を通じて、戦国時代の記録と記憶の継承を検討すること意図したが、充分に果たせないまま、今後の課題が残る結果となった。

「戦国時代の歴史」は、個人や家あるいは地域において、大きな画期であった。そこで、今後の豊前国・豊後国の地域史研究においても課題と考えられる点を挙げておきたい。

一つは、大友氏除国後の動向の追究である。

前でもみた書状から、約九ヶ月後の文禄二年五月朔日、大友吉統は「敗戦の責任追及」により豊後国を没収され、毛利家に預けられることになる。大友氏の歴史を語る時、天正一五年の豊前国への黒田氏入部、そして文禄二年の除国によって、大友氏は豊後国から離れ、新たな体制が創出されていくとされてきた。そして、黒田氏入部後の豊前国あるいは大友氏除国後の豊後国の土豪をはじめとする地域の動きを追究していく視角はあまりなかった。

しかし、改めて「大友吉統書状」の貼紙などをみると、今後は地域の動向の追究が必要であると思う。佐田氏は、宇都宮氏一族であり、宇佐宮の「奥の院」ともいわれる御許山の庄園佐田庄の地頭職として、また一六世紀後半に大友氏が「宇佐郡衆」と呼んだ宇佐郡の土豪たちの中核的存在とされた。実際、佐田氏が築いたとされる佐田城は注目されるべき中世城館とされている。²⁴そうした佐田氏が、黒田氏入部後も大友氏に従ったことは、豊前国の土豪たちの動向を知る上でも重要である。朝鮮出兵には、佐田氏と同様に豊前国宇佐郡を拠点とした橋津氏や飯田氏も従軍したようである。²⁵

佐田氏は、【史料6】などによれば、大友氏除国後は細川氏入部まで牢人であったという。田北氏や賀来氏など、毛利家に預かりの身となった大友吉統に付き添った者たちもいたが、佐田氏らにとっては細川氏入部が大きな画期となったのである。細川氏もまた地域支配の安定のため、宇佐宮の復興をはじめ、既存の地域秩序を全否定せず、ある意味従前の状況を復するような動きをみせる。佐田氏の召し抱えも、そうした地域

支配安定の施策とも推測される。

いま一点は、佐田氏の拠点があつた豊前国に視点をうつすと、そこには留意すべき「戦国の記憶」がある。それは、戦国時代の豊前国宇佐郡には佐田氏をはじめとする「宇佐郡三十六人衆」なる存在がいたという記憶である。現存する一六世紀の史料では、前述したように豊前国宇佐郡の土豪たちは「宇佐郡衆」という形で大友氏から把握されていた。しかし、一七世紀以後の諸記録をみると「宇佐郡三十六人衆」という存在が登場する。一七世紀初頭の記録とみられる『豊州城堡記』、軍記物の『兩豊記』²⁷そして「宇佐郡三十六人衆着到交名案」²⁸などをみると、「宇佐郡三十六人衆」を構成する者に異同がある。こうした点から、「宇佐郡三十六人衆」は、天正一五年の黒田氏入部以後、新たな体制が成立する中で、創出された存在とみられる。

佐田家に伝わった、延宝二年（一六七四）の注記がある「佐田勘左衛門入道一入書状」（『佐田文書』巻一六）には、次のような記載がある。

【史料8】

祖父内記と申者ハ御先祖彈正忠様日向へ御出陣之刻天正十二年十一月十二日ニ歳廿五にて討死仕、其子孫弥衛門、其時七歳にて跡目ヲ被下、其後無程大伴家御破滅之上者豊前國中三拾六人之御侍衆も皆牢人被遊候、御先祖も御同前之儀ニ候得共、私親なとも方々と牢人仕終ニ此在所ニて相果申候事

ここにみられる記述から、一七世紀半ばには「宇佐郡三十六人衆」と呼ばれる存在が所在したとする意識を明確に確認することができた。こうした点からも、佐田文書は、豊前国だけでなく中近世の九州の地域社会を追究する上で重要な古文書・歴史資料群である。なお、「宇佐郡三十六人衆」に示される、「語られた歴史」や「戦国の記憶」が創出された過程を、諸資料によって検討していくことは今後さらに必要であろう。

以上、蕪雑な叙述に終始したが、諸賢の御批正を賜りたい。

◆翻刻文

翻刻にあたって、貼紙の位置などを示すため、原文に即して行替えを行った。また、貼紙の位置は、↑で示し、内容は後にまとめて記した。

端裏書「大友吉統 野上某藏

朝鮮在陣中書簡

端裏貼紙「此真筆一通 嘉永六年十月故アリテ貰受ル」

尚、小摺より如此之

書状到来候、里斎・ ↑貼紙①

助允へ能々披見肝要候、

城所

彼是

源三へ申聞候

新增右之存分儀共、

佐田を此方へ可給候、

萬口上ニ申含候、

其後者無到来候、

一前廿五鳳山城請取、

即時令登城候、近方之

唐人少々下居候、

弥一雅意増長候条、

日々相動蒞田申付候、

更兵糧無之候之間、

↑貼紙②

来年中之兵糧

難有之候、心及所可

申付候

一 納所等事者中々

隙明申候、わつか一里之

内外二下居候村者

有之事候、就中

乱後之儀候間、更

指納所等有間敷と

見え申候、相残分者

山二入下居不申候、

種々狼藉無止事候、

田地も程遠候条心安

小荷駄計にて苅取候

事者不成候、同勢を

置候ハねハ不自由候、

黄州事者悉先日より

令手替一時も下居

不申候間、是も此脇動等

申付、稲可苅と存候、

一 円跡二替敵も仕立

候之間無油断心遣狭

量、前々此間之動ニ

大神堅介・若林甚内允・

板井相介蒙疵候、何も

越度は有間敷候条

↑ 貼紙③ 「納所トハ苅田ノ稲ヲ納ル所

ナルヘシ」

↑ 貼紙④

不及氣遣候

一 黄州一城之事、親家・

佐伯親盛差遣、

一段可然所柄見立

普請等丈大夫ニ申付

候之条、是又不可有

氣遣候、当城と程近き

儀候候、弥堅固可

申付候、是又次而時者

里齋・助允へ入魂

肝要候

一 国中り人数未罷

着候哉、一人も早々

可被差過候、但通

路其元より開城府

儀者不及申、牛峯・

瑞興当城へも中々

五十・百にてハ無心元候、

路次すからも伏草

多々候て、唐人数多

打果候、又柴田三郎右衛門尉・

今村喜介・古庄喜右衛門尉

蒙疵候、何も非指儀候、

弥不納躰見察、前々、

右之姿候之条従其元

通候人数能々衆を

↑ 貼紙⑦

↑ 貼紙⑧

↑ 貼紙⑨

↑ 貼紙⑩

↑ 貼紙⑥

まるめ罷通由可被申候

一 小撰事、帰城御於

↑ 貼紙 ⑪

中途敵付送小荷駄等

追落候へ共、以手柄被

通候、其以後一円無到

来候、今之姿二候へ共、

平安・黄州通路者

↑ 貼紙 ⑫

断絶迄候、弥敵も無

止事行仕と聞候条、

撰州二ハ一勢不被相

加者可為笑止と相聞候

一 隆景・秀包・統虎着

都候哉承度候、隆景

御請取までハ瑞興城

之事、此方より持候

↑ 貼紙 ⑬ 「小早川衆也」

条一日もはやく中国衆

被請取候様二里斎へ

能々入魂才覚肝要候

一 彼者共国本へも遣候、

↑ 貼紙 ⑭

又船本へも用所て

越候条、其許にて能々

相究、里斎ニ申候て、

切手を取て可遣候、

其故判紙式枚遣候

一 臼杵神左衛門尉事、氣
分いか、候や、一人も人数

用所候之条、少於快気者

乗物を以參陣肝要

之段可被申候、通路

不輒候之条、好衆通

候ハ、同心肝要之由可

被申候、追はくれ

候者便も有間敷候条

申事二候

↑ 貼紙 ⑮

一 加主帝王被生捕候て

以後之到来共候哉、

濃々承度候、爰許

躰者弥敵一雅意

無止事候条、帝王とらへ

候とも無其詮かと存

見え候、但珍敷御治世

↑ 貼紙 ⑯

共御才覚候哉、能々

里斎ニ入魂候て可承候、

右如申候、弥通路難成

候之条便之時者濃々

諸事儀不云実否

↑ 貼紙 ⑰

可承候、但依条目中

途気遣可有之儀候

一 此国主又者名護屋

より珍敷御到来共候者

可承候、兩人事何を
申候ても一人・二人にて

↑ 貼紙 ⑱

↑ 貼紙 ⑲

飛脚之通路難有候間、
左様之事能々念入

肝要候、適々兩人差置候条、
諸事付無油断肝煎尤候

一 蔵之事、早々御奉行

衆より御請取候之様ニ

才覚肝用候、一人も人数

大切候条、蔵之請取候者、

佐田事早時ニ爰元

控ニ可差越候

一 申置候買物之事、

随分珍敷物心懸

肝要候、就中大

火鉢・大かな・はんたう、

やくわん大小、ミつ鉢大小、

ふたおいの器、其外

かやうの類過分ニ出

来合候ハ、可被買候

なく候ハ、可被誂候、

少も不可有油断候、

一 たまゝ、兩人事差置候

条、其許日々里齋ニ参

可得御意候、少も油断

候てハ以外曲事候、此方

訴訟事者怒右を以

申たる姿候之条、其

↑ 貼紙²³

↑ 貼紙²⁴

↑ 貼紙²⁵

首尾弥入魂肝要候、
猶重々可申候、恐々謹言

八月晦日 吉統(花押)

野上下総入道殿

朽網式部少輔殿

↑ 貼紙²⁶

◆ 貼紙・釈文

- ① 此一通ハ大友義統朝鮮在陣ノ節、文祿元年八月晦日鳳山ノ陣中ヨリ王城在留ノ兩臣野上・朽網ヘ与ヘラレシ書状ナルヘシ、端書ニ小撰トアルハ小西撰津守行長也、此時行長王城ヲ経テ平襄ニ陣セリ、鳳山ハ其中間ニアリ、扱端書ノ意ハ小西ヨリ如此ノ書状到来候間、王城ニ於テ里齋・助允ニ能々被入披見候儀肝要云々、城所彼是之事ハ源兵衛・新增右兩人ノ飛脚ニ存分ノ儀共申聞候通りニ付佐田ヲ早々、此方ヘ可遣給候、万ニ兩人之飛脚ヘ口上ニ申含候トノ事ナルヘシ、里齋・助允ハ何人カ未詳、佐田ハ末文ニ見ユ
- ② 敵ハ要害ノ山中ニ居テ折々村里ヘ下リ一害ヲナスナルヘシ、下ノ文ト合セ考フヘシ
- ③ 納所トハ苧田ノ稲ヲ納ル所ナルヘシ
- ④ 先日小西平襄ニ赴クトテ此辺ノ敵ヲモ討退ケ放火等有之タル跡ニテ更ニ指タル家藏等無之、其上敵ハ山々ノ要害ニ居テ手を分ケ村里ニモ狼藉ヲ致ストノ事ナルヘシ

- ⑤ 黄州ノコト下ノ文ニ明也
- ⑥ 苧田ニ出レハ敵来テ跡ニ入レ替ルノ心遣アルニヤ
- ⑦ 親家・親盛ハ田原氏也、佐伯ハ惟定歟
- ⑧ 当城ハ鳳山也、黄州トハ程近キト也、此時小西平襄ノ陣所ニハ鳳山ヨ

リ西ニアタリテ十四里ヲ隔ツ、王城ハ鳳山ヨリ東ノ方釜山浦ノ方ニアタル也

⑨開城府・牛峯・瑞興いつれも鳳山ト王城トノ間ニアル味方ツナキノ城々也

⑩先日王城ヨリ鳳山ニ赴ル、時ノ路スカラ也

⑪明ノ將祖承訓史儒三千兵ヲ卒シ來テ安定館ニ次ス、行長襲討テ平襄ニ歸ル此時ノコトナルヘシ

⑫小西平襄ノ陣ハ平安道ニアリ、義統ノ鳳山ノ陣ハ其外ニアリ、故ニ如此云リ

⑬摂州ハ行長也、行長ヘ加勢遣サルタキトノコト也

⑭中国小早川・久留米毛利・柳川立花ノ三將、王都ノ陣ニ到着候哉承リタキト也

⑮小早川衆也

⑯使者共トハ飛脚兩人ノコトナルヘシ、船本トハ釜山浦ニアル義統ノ本船ナルヘシ、其許トハ王城也

⑰好衆通り候ハハ同道可致ト也

⑱加主ハ加藤主計頭也、國王ハ義州ニ走リ、王子后妃ハ吉州ニ走ル、清正吉州ニ至テ王子后妃ヲ生捕レシハ今年七月廿四日也ト云、八月晦日

ニ至リ義統ノ陣所ニモ粗其沙汰聞ヘシナルヘシ

⑲珍敷御治世トハ行長和義ノ沙汰内々此頃ヨリ奥方來ルニハアラズヤ

⑳機密ノ条目ハ中途ニ而敵ニ奪ハレンノ氣遣アルヘシ申也

㉑此國主ハ惣大将宇喜田秀家卿ヲサシテ云ルニヤ、時ニ秀家ハ王城ニ在陣アリテ下知ヲ加ラル

㉒兩人ハ王城在留ノ野上・朽網ノ両臣也

㉓石田・大谷・増田ノ三奉行也、各王城ニ在留ス

㉔佐田トハ佐田因幡守鎮綱、其子次郎統景ヲサシテ云ヘルナルヘシ、是

ヨリ佐田ハ代々大友氏ニ事ヘテ豊前ノ佐田ニ住セリ、去ル天正十五年大閤西征ノ時豊前國ハ大友氏ノ領國ナルヲ改メテ黒田氏ニ分チ賜ハリシニ因テ佐田父子ハ一旦佐田ノ地ヲ去テ浪人タリシヲ大友氏アハレミテ黒田氏ニ謀テ同年ノ十二月ニ至リ佐田父子ニ其旧領八十餘町ヲ復セシメラル、依之此書面ノ如ク大友氏ニ從テ朝鮮ニ渡海セシコト思イヤルヘシ、然トモ其明年大友氏故アリテ豊後國退去アリシニ因テ佐田父子又々浪人トナリタルヲ慶長五年御当家豊前御入國アリテ始テ召出サレタリシハ所謂佐田次郎統景ニテ其時分ハ佐田五郎左衛門ト稱セシ也

②⑤怒右トハ怒留湯右衛門、又ハ右兵衛等ノ略稱ナルヘシ

②⑥八月晦日ハ文祿元年ナルヘシ、先是義統王城ヲ發シテ平安道ニ赴キ、今月廿五日鳳山到テ在城アリシニ先陣ノ行長平襄ヨリ飛札ヲ以テ申遣ス旨アリツルヲ今日此状ニ添、王城ノ留守居兩人ニ如此申向ラレシナルヘシ義統此時羽柴豊後侍從ト稱シ吉統ト改名也、今年冬十二月明ノ大軍來テ平襄ヲ攻ントス、行長復兵ヲ鳳山ニ乞レシヲ義統恐レテ鳳山ヲ棄テ王城ニ歸ラル、明年春行長明兵ト戰テ不利平襄ヲ棄テ王城ニ歸ル、明兵尾ヲ踐テ至ル、沿道ノ諸將戰不利悉ク退テ王城ニ保ス秀吉公遙ニ報ヲ聞テ義統ヲ以テ怯トス、使ヲ遣シテ其罪ヲ嚴メ、遂ニ封國ヲ没収シテ其身ハ毛利輝元ニ預ケラル、実ニ文祿二年月日ナリ

〔註〕

(1) 佐田文書中の白描画像については、拙稿「藤原鎌足像と近世佐田家」(『東京大学史料編纂所画像史料センター通信 七二号』二〇一六年)で紹介した。

(2) 「佐田文書」の旧番号260と269。

(3) たとえば、網野善彦『日本中世史科学の課題』(弘文堂、一九九九年)、山本直孝・時枝務編『偽文書・由緒書の世界』(岩田書院、二〇一三年)

などがある。

- (4) 金子拓『記憶の歴史学 史料に見る戦国』（講談社選書メチエ、二〇一一年）。
- (5) 福川一徳「文祿の役と大友氏」、『珍珠郡史談』一〇号、一九八三年）。
- (6) 芥川龍男「野上文書」の伝来と移動の事情について、『古文书研究』一四号、一九七九年。同「野上文書」の伝存事情について、『珍珠郡史談』一〇号、一九八三年。井上聡・高島晶彦「財津家所蔵「野上文書」について」および拙稿「野上文書と『碩田叢史』」、『史料館研究紀要』第二〇号「大分県立先哲史料館、二〇一六年」。
- (7) 「佐田文書」旧番号289。
- (8) 「大友吉統書状」の貼紙などは、前掲註(4)の福川氏の研究で既に紹介されている。
- (9) 前掲註(6) 井上・高島氏論文。
- (10) 「佐田文書」旧番号291・1。
- (11) 「野上氏古文書抜粹」にある奥書などは、註(4)福川氏の研究でも触れられている。
- (12) 芥川龍男・福川一徳編『財津文書・野上文書』（『西国武士団関係史料集』八）文献出版、一九九二年）。
- (13) 野上文書の伝来過程については、前掲註(6)参照。
- (14) 『碩田叢史』の内容あるいは後藤碩田の事跡については、『収蔵史料目録』7（大分県立先哲史料館、二〇一四年）収載の佐藤香代氏の解題が詳しい。また、佐藤氏の碩田研究の成果として「後藤碩田の情報収集」（『史料館研究紀要』第一六号、大分県立先哲史料館、二〇一一年）がある。
- (15) 前掲註(6) 拙稿。
- (16) 前掲註(5) 芥川氏論文。
- (17) 中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』（吉川弘文館、二〇〇六年）。
- (18) 前掲註(17) 中野氏著書。
- (19) 「佐田文書」旧番号290。
- (20) 【史料6】に記された大友氏とのつながりは、卷子装にされている中世文書中の「大友義統書状」（『熊本県史料中世篇2』三一八号）からも窺

える。

- (21) 前掲註(17) 中野氏著書。
 - (22) 「佐田親景讓状」（『熊本県史料中世篇2』五八号）など。
 - (23) 「大友義鎮書状」（『熊本県史料中世篇2』二二七号）など。
 - (24) 「大分県の中世城館」第四集 総論編（大分県教育委員会、二〇〇四年）。
 - (25) 「大友義統書状」（平林文書二九号、『大分県史料』二五、一九六四年）。
 - (26) 「大分県の中世城館」第二集 文献史料編2（大分県教育委員会、二〇〇三年）収載。一七世紀初頭の作成とみられる。
 - (27) 「大分県郷土史料集成 戦記篇」（大分県郷土史料刊行会、一九三八年、のちに臨川書店から一九七三年に復刻）。
 - (28) 「香下文書」一号（『大分県史料』八、一九五八年）。この文書は、弘治二年（一五五六）の年号が記されているが、「大友宗麟公豊前国龍王山御在城」とある。弘治二年、大友宗麟は義鎮と名乗っていた時期であることから、後世に作成されたものとみられる。
 - (29) たとえば、『豊洲城堡記』に記された恵良美濃守・内尾備前守ら11名は、『両豊記』などにはみられない。
- 〔追記〕小稿は東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究「史料編纂所所蔵の豊前宇佐郡関係史料の調査・研究」（平成二五・二六年度）の成果である。同研究に参加の各位をはじめ、御教示いただいた方々にお礼申し上げます。